

議案第 24 号

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例

目次

第 1 章 余熱利用施設の設置等（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 余熱利用施設の設備の使用料等

第 1 節 温水プール及び温浴設備（第 8 条—第 11 条）

第 2 節 更衣室（第 12 条—第 14 条）

第 3 節 ロッカー（第 15 条—第 19 条）

第 4 節 屋外設備（第 20 条・第 21 条）

第 5 節 休憩設備その他の便益設備（第 22 条・第 23 条）

第 3 章 指定管理者による管理等（第 24 条—第 29 条）

第 4 章 補則（第 30 条—第 33 条）

附則

第 1 章 余熱利用施設の設置等

（設置）

第 1 条 本市は、クリーンセンターから発生する余熱を有効に利用して市民等の健康の保持及び増進に資する場並びに憩い及び交流の場を提供することに

より、市民等の福祉の増進を図るため、クリーンセンター余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 余熱利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市クリーンセンター余熱利用施設 クリーンスパ市川

位置 市川市上妙典1554番地

（余熱利用施設の設備）

第3条 余熱利用施設の設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 温水プール
- (2) 温浴設備
- (3) 更衣室
- (4) ロッカー
- (5) 屋外設備
- (6) 休憩設備その他の便益設備

（事業）

第4条 余熱利用施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民等の健康の保持及び増進に資する場の提供に関する事業
- (2) 市民等の憩い及び交流の場の提供に関する事業
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（入館料）

第5条 屋外設備を除く余熱利用施設（以下「屋内施設」という。）を使用する者（以下「屋内施設使用者」という。）は、別表第1の定めるところにより算出した額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を入館料として納めなければならない。この場合において、入館料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（入館料の減免）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(既納の入館料)

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 屋内施設使用者が自己の責めによらない理由により屋内施設を使用することができないとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

第2章 余熱利用施設の設備の使用料等

第1節 温水プール及び温浴設備

(使用料)

第8条 温水プール又は温浴設備を使用する者（以下「温水プール等使用者」という。）は、別表第2の定めるところにより算出した額に消費税等加算率を乗じて得た額を使用料として納めなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納の使用料)

第10条 既納の第8条に規定する使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 温水プール等使用者が自己の責めによらない理由により温水プール又は温浴設備を使用することができないとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用の停止等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温水プール等使用者に対し、温水プール若しくは温浴設備の使用を停止し、又は屋内施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 温水プール等使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 温水プール等使用者が温水プール又は温浴設備を壊し、汚し、又は失わ

せるおそれがあるとき。

- (3) 温水プール等使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 温水プール等使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (5) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

第2節 更衣室

(使用料)

第12条 更衣室の使用料は、無料とする。

(使用の停止等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、更衣室を使用する者（以下この条において「使用者」という。）に対し、更衣室の使用を停止し、又は屋内施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が更衣室を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (5) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

(障害者等用更衣室の使用の許可等)

第14条 障害者等用更衣室（更衣室のうち、障害者その他市長が認める者のために設けられたものをいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 障害者等用更衣室を使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 障害者等用更衣室を使用しようとする者が余熱利用施設の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他余熱利用施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、余熱利用施設の管理運営上必要な条件を

付することができる。

4 第1項の許可を受け、障害者等用更衣室を使用する者（次項において「使用者」という。）は、障害者等用更衣室を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、障害者等用更衣室の使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は屋内施設からの退館を命ずることができる。

(1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 使用者が障害者等用更衣室を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) 使用者が使用の目的に違反したとき。

(4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。

(5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

第3節 ロッカー

（使用の許可）

第15条 ロッカー（月を単位とし、使用を開始する月から当該月の属する年度の3月までの間を使用期間として同一のものを継続して使用方法により使用されるものに限る。以下同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) ロッカーを使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ロッカーを使用しようとする者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他余熱利用施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、余熱利用施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第16条 前条第1項の許可を受け、ロッカーを使用する者（以下「ロッカー使用者」という。）は、別表第3の定めるところにより算出した額に消費税等加算率を乗じて得た額を使用料として納めなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(既納の使用料)

第17条 既納の前条に規定する使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) ロッカー使用者が自己の責めによらない理由によりロッカーを使用することができないとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第18条 ロッカー使用者は、ロッカーを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロッカー使用者に対し、ロッカーの使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は屋内施設からの退館を命ずることができる。

- (1) ロッカー使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ロッカー使用者がロッカーを壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) ロッカー使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) ロッカー使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) ロッカー使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

第4節 屋外設備

(使用料)

第20条 屋外設備の使用料は、無料とする。

(入場の制限等)

第 2 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、屋外設備を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、余熱利用施設への入場を禁じ、又は余熱利用施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が屋外設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 利用者が利用の目的に違反したとき。
- (4) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (5) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

第 5 節 休憩設備その他の便益設備

（使用料）

第 2 2 条 休憩設備その他の便益設備の使用料は、無料とする。

（退館）

第 2 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休憩設備その他の便益設備を使用する者（以下この条において「使用者」という。）に対し、屋内施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が休憩設備その他の便益設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (5) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

第 3 章 指定管理者による管理等

（指定管理者による管理）

第 2 4 条 市長は、余熱利用施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 障害者等用更衣室及びロッカーの使用の許可を行うこと。
- (2) 次条第 2 項に規定する利用料金を収受すること。

- (3) 市民等の健康の保持及び増進に資する場の提供に関すること。
- (4) 市民等の憩い及び交流の場の提供に関すること。
- (5) 温水プール、温浴設備、更衣室及びロッカーの使用の停止を行うこと。
- (6) 障害者等用更衣室及びロッカーの使用の許可の取消しを行うこと。
- (7) 屋内施設からの退館を命ずること。
- (8) 余熱利用施設への入場を禁じ、及び余熱利用施設からの退場を命ずること。
- (9) 施設等の維持管理（大規模なものを除く。）を行うこと。
- (10) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

3 指定管理者が行う余熱利用施設の管理の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号。以下「手續条例」という。）に定めるもののほか、第11条、第13条から第15条まで（第14条第4項を除く。）、第19条、第21条、前条、次項から第6項まで及び次条から第29条までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第11条、第13条から第15条まで（第14条第4項を除く。）、第19条、第21条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 指定管理者は、余熱利用施設の開館時間を定めるときは、市長の承認を得なければならない。当該開館時間を変更するときも、同様とする。

5 前項の開館時間は、原則として午前8時から午後11時までの間において継続して10時間以上開館することができるよう定めるものとする。

6 指定管理者は、市長の承認を得たときは、市長が別に定める日のほか、余熱利用施設の休館日を設けることができる。

（利用料金）

第25条 屋内施設使用者、温水プール等使用者又はロッカー使用者は、指定管理者に対し、屋内施設使用者にあつては屋内施設の使用に係る料金を、温水プール等使用者にあつては温水プール又は温浴設備の使用に係る料金を、ロッカー使用者にあつてはロッカーの使用に係る料金を納めなければならない。

2 前項に規定するそれぞれの料金（以下「利用料金」という。）の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、屋内施設使用者にあつては別表第1に定める額を、温水プール等使用者にあつては別表第2に定める額を、ロッカー使用者にあつては別表第3に定める額を上限として市長の承認を得て指定管理者が定めるところにより算出した額とする。

（利用料金の減免）

第26条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の收受等）

第27条 市長は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 指定管理者が利用料金を收受するときは、第5条から第10条まで、第16条及び第17条の規定は、適用しない。

（利用料金の公示等）

第28条 市長は、第25条第2項の規定により利用料金に係る承認をしたときは、当該承認に係る利用料金に関する事項を公示するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認に係る利用料金に関する事項を余熱利用施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（既納の利用料金）

第29条 指定管理者は、既納の利用料金を返還することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 屋内施設使用者が自己の責めによらない理由により屋内施設を使用することができないとき。
- (2) 温水プール等使用者が自己の責めによらない理由により温水プール又は温浴設備を使用することができないとき。
- (3) ロッカー使用者が自己の責めによらない理由によりロッカーを使用することができないとき。
- (4) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

第4章 補則

(損害賠償)

第30条 屋内施設使用者又は利用者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(経過措置)

第31条 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第33条 市長は、詐欺その他不正の行為により第5条に規定する入館料、第8条に規定する使用料又は第16条に規定する使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第24条第4項から第6項まで及び第25条第2項の規定、次項の規定並びに別表第1から別表第3までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 市は、手続条例第4条の規定により選定された余熱利用施設の指定管理者の候補者が提案した事業等の内容を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

ものとする。

別表第1（第5条、第25条関係）

区 分	1回当たりの額（1人につき）
一般	190円
小学生	100円

別表第2（第8条、第25条関係）

温水プール

区 分	1回当たりの額（1人につき）	
	最初の2時間	2時間を超える部分
一般	490円	30分までごとにつき120円
小学生	250円	30分までごとにつき60円

備考 「1回」とは、余熱利用施設の開館時間の間における1回の入館及び退館を単位とするものをいう。

温浴設備

区 分		1回当たりの額（1人につき）
温水プールを併せて使用しない場合	一般	790円
	小学生	400円
温水プールを併せて使用する場合	一般	570円
	小学生	290円

備考 「1回」とは、余熱利用施設の開館時間の間における1回の入館及び退館を単位とするものをいう。

別表第3（第16条、第25条関係）

1月当たりの額	680円
---------	------

理 由

P F I 事業契約に基づきクリーンセンター余熱利用施設の所有権が本市に譲渡されることから、同施設の設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。